船橋市体調不良児対応型事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行う船橋市内の保育所等に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定め、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第２条　補助の対象となる事業は、船橋市病児保育事業実施要綱（平成１３年５月１０日。以下「実施要綱」という。）第３条第２号に規定する体調不良児対応型事業とする。

（補助金交付対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、実施要綱第１９条に基づき、市長が承認した船橋市内の保育所、認定こども園、小規模保育事業実施施設及び事業所内保育事業実施施設の設置者（以下「事業実施者」という。）とする。

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、本事業を実施するために配置した看護師、准看護師、保健師若しくは助産師（以下「看護師等」という。）の人件費とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、予算の範囲内において、別表の基準額を限度とする。

２　補助金の額は、基準額及び対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額を比較していずれか少ない額とする。ただし、１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする事業実施者（以下「申請者」という。）は、船橋市体調不良児対応型事業補助金交付申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

⑴　給与台帳等の看護師等に係る人件費が確認できる書類

⑵　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市体調不良児対応型事業補助金交付可否決定通知書（第２号様式）により、申請者に通知する。

（交付の時期）

第８条　第６条の規定による申請に係る補助金については、前条に規定する交付決定後に交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第９条　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた事業実施者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（関係書類の整備）
第１０条　第７条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿を備え、当該収支についての証拠書類を整理し、補助金の額の決定の日の属する年度の終了後、５年間保管しておかなければならない。
（補則）
第１１条　ここに定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附　則
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成３０年７月３日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、令和元年１０月２４日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和６年３月５日から施行し、令和５年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、令和７年１月２２日から施行し、令和６年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、令和７年４月１８日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別表

事業内容	基準額
体調不良児対応型事業	看護師等を２名以上配置して実施する施設の場合 １か所当たり年額 ４，７９４，０００円 （ただし、事業期間が６か月未満の施設にあっては２，３９７，０００円） 看護師等を１名配置して実施する施設の場合 １か所当たり年額 ４，４９６，０００円 （ただし、事業期間が６か月未満の施設にあっては２，２４８，０００円）

第１号様式

船橋市体調不良児対応型事業補助金交付申請書

年　　月　　日

船橋市長　あて

所在地
法人名
代表者名

船橋市体調不良児対応型事業補助金の交付を受けたいので、船橋市体調不良児対応型事業補助金交付要綱第６条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

施　設　名

所　在　地

交付申請額　　円

第２号様式

船橋市体調不良児対応型事業補助金交付可否決定通知書

年　　月　　日

様

船橋市長

年　　月　　日付けにて交付申請のありました船橋市体調不良児対応型事業補助金について、船橋市体調不良児対応型事業補助金交付要綱第７条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　交付します。　　交付決定額　　円

２　交付しません。
　　理由